

令和4年度 川崎市巡回相談・全国調査・越年対策及びアフターケア事業委託仕様書（案）

1 巡回相談事業

(1) 目的

本業務は、巡回相談事業実施要綱に基づき「川崎市ホームレス巡回相談事業」を確実に実施することを目的とする。

(2) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 対象者

川崎市内の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)又はホームレスとなるおそれのある者とする。

(4) 実施場所

本事業の実施場所は、川崎市全域においてホームレスが起居する場所のほか、ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者が参集する場所とする。

(5) 事業内容

ア 巡回相談活動

(ア) 巡回相談による個別面談を通じて、相談した者の生活実態やホームレスとなるに至った要因を聴取するとともに、身体的・精神的状況、今後の希望、自立意欲の確認を行い、個々の事情に対応したきめ細かな自立支援を実施すること。

(イ) 自立意欲のある者に対しては、自立支援センター(以下「センター」という。)、福祉施策等の情報提供を行い、野宿生活からの自立を促す。この場合、福祉事務所、NPO法人等の関係機関との密接な連携の下、適切な情報提供に努めること。また、必要に応じて福祉事務所への付き添いや事務手続きを行うとともに、センター、医療機関までの搬送を行うこと。

(ウ) 自立意欲の乏しい者に対しては、巡回相談を繰り返し、粘り強く助言、説得を行うとともに、個々の抱える課題、状況を十分に把握した上で、自立に向けての具体的な方策を提示し、自立への動機付けに努めること。

(エ) 体調不良を訴える者に対しては、医療機関への受診を促すとともに、センターへの緊急入所を検討する。また、状態が悪化している場合は、緊急搬送も含め、医療機関への搬送を検討する。なお、その際は生活保護・自立支援室と事前協議を行うものとし、必要に応じて付き添いや事務手続きを行うこと。また、休日、夜間等で、生活保護・自立支援室と事前協議ができないときは、事前に決められた対応を行う。また、必要に応じて、受注者において判断し、事後に生活保護・自立支援室への報告を行うこと。

(オ) 精神疾患、知的障害等の疑いがあり、コミュニケーションを取ることが困難な者に対しては、医師による専門的な見地からのアドバイスを基に効果的な相談を実施すること。

(カ) 生活保護・自立支援室を通して市民及び都市公園・河川・道路・駅舎等の施設管理者からホームレスに関する情報提供や照会、合同巡回の依頼がなされた場合には、内容を判断した上で連携、協力を努めること。

(キ) 受注者は、毎月川崎市内のホームレスが生活する全地域を巡回することとし、生活保

護・自立支援室と協議し、地域ごとのホームレスの人数、ホームレスの健康状態、市民・関係機関からの問い合わせの有無を勘案した上で重点巡回地域を定め、効果的に巡回相談を実施すること。

- (ク) 受注者は、ホームレスのセンターへの入所、退所の状況を把握し、効果的かつ効率的な巡回相談を実施すること。
- (ケ) 台風やゲリラ豪雨等の自然災害やホームレスの襲撃事件等、緊急案件発生の際は、臨時巡回を実施し、被害状況を確認するとともに今後の生活相談を行うこと。また、河川敷等、居住区域に浸水がみられるなど大きな被害があった場合は別途生活保護・自立支援室が定める被災状況確認票にホームレスの被災状況を入力し、報告を行うこと。
- (コ) 受注者は、網羅的かつ効率的な巡回相談を実施するため、巡回計画を策定すること。また、計画の策定にあたっては対象者を苦情頻度、地域、対応重要度で区分し、台帳で管理すること。なお、区分、巡回頻度等については、生活保護・自立支援室と協議の上決定するものとする。
- (サ) 受注者は、ホームレスとなるおそれのある者に対し、ホームレスに陥らないよう、だいたいJOBセンター等と連携し自立支援施策の周知を行うこと。また、施策の周知について、協力する企業・店舗の開拓を行うこと。
- (シ) 川崎市ホームレス訪問型自立支援住宅事業の実施にあたり、センター施設長等と連携し、対象者への事業利用の勧奨等、入所者の選定等を行うこと。
- (ス) 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に伴い、環境局と連携し、主に空き缶回収による収入で生計を立てていたホームレスに対し、計画的に重点的な支援を実施すること。

イ 実施状況報告

- (ア) ホームレス数（概数）及びホームレスの生活状況を常に把握し、川崎市の指示・依頼に基づき報告すること。
- (イ) 受注者は、毎月の委託事業の実施状況を、翌月10日までに川崎市に報告すること。
- (ウ) 受注者は、川崎市内のホームレスの状況（地図上で場所を表示できるデータを含む）について、毎月報告すること。

ウ 記録等の管理

受注者は、巡回相談の記録等を整備し、適切に管理すること。

エ 目標

センター及び医療機関等の関係機関に繋がった人数90人以上の達成を目標に、支援を実施する。

オ その他

- (ア) 巡回相談に当たっては、ア（ア）に定める事項のほか、適宜、衛生改善事業、野宿生活者健診、結核検診、越年対策事業等に関する広報を行うこと。
- (イ) その他、ホームレスの自立支援に有効な活動を行うこと。
- (ウ) 必要に応じて、国の定める研修に参加すること。

(6) 実施体制等

ア 実施体制

- (ア) 巡回相談支援員を常勤2名以上配置する。このうち1名は、ホームレス相談に関する経験や知識を有する主任相談支援員を配置することとし、本市巡回相談事業の全体調整並びに相談支援員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応にあたり、組織的

かつ効果的な相談活動を行うこと。

(イ) (ア)の支援員とは別に、主に「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の改正に対応する職員を1名以上配置すること。

(ウ) 精神科医を月1回以上、巡回相談活動に配置すること。

(エ) 巡回にあたっては、必要に応じて複数人で対応すること。

イ 相談支援員の資格

社会福祉士又は事業実施に必要な専門知識を有する者とする。

ウ 勤務日及び勤務時間

原則として、週5回以上を目安とするが、ホームレスの相談ニーズに応えるため、少なくとも週に1回以上の夜間巡回及び月に1回以上の深夜巡回を実施する。また、必要に応じて、休日の巡回を実施する。

(7) 実施上の留意事項

ア 巡回相談実施時間外についても、緊急の理由により相談が必要な場合を想定し、常時連絡が取れるようにすること。

イ ホームレスの多くは、疾病、借金、アディクション（アルコール、薬物、ギャンブル等の嗜癖・依存症）、離婚その他の家庭問題等複雑な問題を抱えており、家族・親族との交流が途絶え、社会との接点を喪失し、一般社会生活から逃避している者もいることから、関係機関と密接な連携を図りつつ、粘り強い助言、案内を通し社会との接点を確保する等、個々の事情に対応したきめ細かな自立支援の実施を図ること。

ウ その他、ホームレスが相談しやすく、効果的な自立支援が受けられるよう配慮すること。

(8) その他

ア 本事業の実施にあたっては、センターの相談支援員や関係機関との十分な連携に配慮するとともに、地域住民の協力が得られるよう努めること。

イ 巡回相談支援員は、各種研修会や福祉事務所、医療機関、NPO法人等の関係機関との交流の機会を活用し、日頃から相談、対応の技術の向上その他の自己研鑽を図るものとする。

ウ 本事業の実施にあたっては、効率的な事業実施及び緊急時の対応のために本来業務の遂行に支障のない範囲で、越年対策事業及びアフターケア事業に車両等を融通することを可とする。

エ 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者への引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。

オ この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議するものとする。

2 全国調査事業

(1) 目的

この調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とする。

(2) 調査の客体

調査の客体は、同法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」とする。

(3) 実施期間

この調査は、令和4年1月中において、神奈川県から通知された基準日と連続する2日間にかけて実施すること。

ただし、天候、調査の都合上等のやむを得ない理由により、当該基準日に実施することができないときは、同月中において川崎市長が指定する日からその翌日にかけて実施するものとする。

(4) 調査方法

ア この調査は市内の全地域で実施することとし、巡回による目視調査とする。

イ この調査により市内で起居するホームレスが確認されたときは、川崎市長が定める様式に、調査場所（地点）、その場所の区分（「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の5区分とする。）、男女別（男・女・不明）の数及び野宿の形態（小屋、ブルーテント、ダンボール敷き等）を記載するものとする。

ウ 調査に当たっては、カウンター機器等を使用して人数を調査すること。

エ 調査に当たっては、次の「調査ブロック」により実施すること。

オ 調査に当たっては、ブロック内のホームレスの所在する場所や時間帯を把握し、より効果的に調査ができるよう事前に準備する。

調査ブロック

班構成	調査の分担		
	時間	1日目	2日目
A班 (2人)	22時 ～ 翌2時	川崎区 (川崎区役所管内)	幸区 ・ 中原区 (中原街道以南)
B班 (2人)		川崎区 (大師支所管内)	中原区 (中原街道以北)・ 高津区
C班 (2人)		川崎区 (田島支所管内)	多摩区・宮前区・麻生区
D班 (3人)	多摩川河川敷	9～17時	丸子橋以南 丸子橋以北

(5) 調査実施後のとりまとめ

この調査の結果は川崎市長が指定する様式（令和3年度ホームレス概数調査集計表）に集計し、調査の終了日から1週間以内に、川崎市長に提出すること。

(6) 調査の実施に当たっての留意点

ア 調査の実施に当たっては、ホームレスの所在する場所や時間帯を把握し、より効果的に概数調査ができるよう事前に準備すること。

イ 都市公園、河川等の公的施設における調査は、その施設管理者の協力を得て調査を実施すること。

ウ 受託者は、この事業に従事する職員について、川崎市長が実施する説明会に参加させるものとする。

(7) 調査員の登録

ア この調査に当たる調査員は、延べ18人を上限とする。

イ 受託者は、調査に当たる調査員を決定し、事前に川崎市長まで届けること。

(8) その他

ア 受託者は、この調査の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者への引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。

ウ この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議するものとする。

エ 本調査は、県からの依頼に基づき、国の作成した実施要領及び調査の手引き等に従って実施する。今後示される実施要領等において、本仕様と異なる内容のあるときは、当該実施要領等の内容が優先する。

3 越年対策事業

(1) 目的

年末年始において、休業により就労の機会が得られないなどの事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事、健康相談等のサービスを提供し、最低限度の生活を保障するとともに、本事業の利用を機会に自立への意欲の向上を図り、適切な自立支援施策につなげることを目的とする。

(2) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

(3) 施設の開設期間

令和4年12月29日から令和5年1月4日まで

(事前入所面談 令和4年12月28日)

(4) 対象者

ア 市内に起居するホームレスで、自立の意思がある者

イ 市内に起居するホームレスで、高齢、病弱等により年末年始期間中の援護が必要な者

(5) 実施場所

市内の指定した施設及び各センター等

(6) 事業内容

ア 越年対策事業実施施設(以下「施設」という。)の管理運営について

(ア) 受注者は、ホームレス越年対策事業(以下、「越年対策事業」という。)の利用者に対し、施設に一定期間入所させ、宿所、食事等のサービスの提供を行うものとする。サービスの提供にあたっては、市と相談し、感染症の感染拡大防止に関して、必要な措置を取ることを。

(イ) 受注者は、施設の管理運営に当たって、火災、損傷等を防止し、財産の保全を図るとともに常に清潔の保持に努め、日常的な清掃を実施するものとする。

(ウ) 受注者は、受託事業の執行については、的確にこれを履行するものとし、施設の管理運営状況等について適宜報告するものとする。

(エ) 受注者は、越年対策事業を実施する施設として市が確保した施設で実施するものとし、使用について管理責任者と適切に調整を行うものとする。

(オ) 受注者は、会場の設営及び撤収、原状復帰を行う。

(カ) 受注者は、施設内の暖房、照明等設備について、適切に管理するものとする。

イ 事業の案内について

事業の実施について、チラシを作成し、ホームレスに対し事前及び実施期間中に事業の案内を行う。

ウ 入所時面接

12月28日までは生活保護・自立支援室職員で入所時の面接を実施するが、同日17時以降は受注者が実施し、生活保護・自立支援室職員が補佐する。

エ 利用者の移送

(ア) 普段の宿泊場所から実施施設までの移動が困難な利用希望者については、車で移送する。

(イ) 入所面接後、自立支援センター日進町、生活づくり支援ホーム下野毛及び自立支援センター南幸町に入所決定した利用者については、車で移送する。

オ 利用者に対する生活支援

受注者は、利用者に対する生活支援として、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 就寝場所及び寝具の提供

受注者において、会場の設営（面接場所・就寝場所等の設置、案内表示、荷物の搬入など）及び事業終了後の原状復帰を行うこと。

(イ) 食事の支給

越年対策事業実施期間中に利用者に提供する食事は、各センター以外を利用する者を対象とし、朝食は6時30分から8時まで、昼食は11時30分から13時30分まで、夕食は17時から19時を目安に1日3食とする。ただし、12月29日は夕食のみとし、1月4日は朝食のみとする。

センターについては、各センターの施設長の指定する時間、場所を利用させるものとする。

(ウ) タオル、下着、歯磨きセット等日用品の支給

(エ) 利用者へのスケジュール、諸注意等の案内の作成及び周知を行うこと

(オ) 14時から18時30分を目安に、入浴設備を提供し、必要に応じて入浴施設に車で移送すること

(カ) 病人が発生した場合には、病状に応じ、救急車の要請や病院への付き添いを行うこと

(キ) 越年期間中の退所時意向調査の実施

(ク) センターの案内等自立意欲の向上を図るためのプログラムを実施し、路上（野宿）生活からの脱却を促すこと

(ケ) その他緊急時等における必要な支援

カ 目標

越年対策事業終了後、センター入所等の支援に繋がった人数6人以上の達成を目標に、支援を実施する。

(7) 実施体制

ア 事業実施期間中、日中は3人以上、夜間は2人以上の職員を配置するものとし、そのうち1名を責任者とする。

イ 看護師を2人工以上配置すること。

ウ 12月28日の会場設営、1月4日の原状復帰にあたって、必要な人員を確保すること。

(8) その他

ア 料金の不徴収

受注者は、本事業において、利用者から利用料金を徴収しないものとする。

イ 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者への引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。

ウ この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議するものとする。

4 アフターケア事業

(1) 目的

本業務は、川崎市アフターケア事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき「川崎市アフターケア事業」を確実に実施することを目的とする。

(2) 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 実施場所

要綱に定める実施場所とする

(4) 対象者

センターを退所した者（失踪、規則違反等による退所者を除く。）のうち本事業の利用を申し込んだ者を次の区分に分け、それぞれに応じた支援を行う。

なお、失業等により生活困窮に陥り、支援が無ければ野宿に陥る恐れがある者については、関係機関と連携しながら、柔軟な対応を図るものとする。

区分	居宅生活の安定性／就労の継続性	最低の訪問回数
S	単身居宅生活の経験がない、軽度の障害を持っている、金銭管理ができない、短期間での転職を繰り返すなど、居宅生活の安定性、就労の継続性に大きな不安があり、最も留意して支援を行う必要がある者。 なお、本カテゴリーに該当する者は、原則としてファーストハウスに優先して入居できるものとする。	1回／週
A	長期間野宿生活の状況にあった、廃品の収集癖がある、比較的短期間での転職を繰り返すなど、居宅生活の安定性、就労の継続性に不安があり、積極的かつ頻繁な支援を行う必要がある者	1回／月
B	野宿生活を複数回繰り返す、転職を繰り返すなど、居宅生活の安定性、就労の継続性に不安があると同時に、自ら支援を求めることが苦手なことから、定期的な相談支援を行う必要がある者	1回／2か月
C	野宿生活を複数回繰り返す、転職を繰り返すなど、居宅生活の安定性、就労の継続性に不安があるが、自ら支援を求めることができることから、定期的な見守りで足る者	1回／3か月
D	生活上、仕事上の問題に対し、一定の解決能力があることから、長期の間隔を置いての見守りで足る者	1回／半年

ア 支援区分について、支援開始当初は区分「S」「A」「B」のいずれかとするが、利用者の生活状況を勘案し、1ヶ月を経過した時点で区分の変更をしても差し支えない。

イ 訪問した際に不在で面会できず、電話での連絡がつかなかった場合には、訪問予定月の翌月末を目安に、再度訪問や電話による連絡を行うこと。

ウ 訪問回数については1月当たり合計100回程度となる人数を目安とする。

エ 本事業はセンター退所後の者が再び野宿生活に陥るのを防止し、地域社会で安定した生活を継続できるようにすることを目的としているため、受注者はこの趣旨を十分に踏まえ、個々の状況に即した適切な支援を実施すること。

(5) 事業内容

ア 川崎市内の民間賃貸住宅、公営住宅、簡易宿泊所（以下「賃貸住宅等」という。）に転居する者への支援

(ア) 利用受付

- a 受注者は、利用予定者からセンター施設長を介して、利用申込書及び誓約書の提出を受ける。
- b 利用予定者、センター担当職員及びアフターケア相談支援員による3者面談を行い、本人の生活状況等に関するチェックリスト、フェースシート、生活歴メモ及びセンターにおける生活記録を参考に、支援方針、支援内容等プランを策定する。併せて、カテゴリー等の詳細な説明を利用者に対して行う。なお、生活保護を受給している場合は福祉事務所の地区担当を加えた4者面談とする。

(イ) 入居立会い支援

アフターケア相談支援員は、利用者がセンター退所に伴い賃貸住宅等へ入居する際の立会い支援を行うこと。ただし、簡易宿泊所へ入居する場合は、この限りではない。

(ウ) 入居後の訪問相談支援

アフターケア相談支援員は（4）に規定する頻度で行う定期相談、利用者の状況を考慮して臨時で行う不定期相談、できるだけ速やかに対応が必要などきに行う緊急相談の、3種類を実施すること。

なお、具体的な支援内容は次のとおりとする。

a 生活に関する相談支援

隣人関係、町内会等との付き合い方、余暇の過ごし方等に関する相談支援

b 住居の維持、家計管理に関する相談支援

居住状況確認の上、ゴミ出しや掃除、整理整頓に関する相談支援

c 食事・健康管理に関する相談支援

体調不良を訴える利用者に対しては、医療機関への受診を促し、緊急の場合は、搬送方法を検討する。

また、精神疾患の疑い（依存症も含む。）がある利用者については、医療機関へのつなぎや通院状況を確認する。

d 家族関係の再構築に関する相談支援

家族、親族との連絡の回復、交流に関する相談支援

e 就労継続、転職に関する相談支援

職場での勤務状況や人間関係等についての相談支援

転職活動に関する相談支援

f 家計管理に関する相談支援

家計管理についての相談支援

g その他日常生活に関する必要な相談支援

その他、利用者の安定した社会生活に資する相談支援を行うこと。利用者が困難な状況にあるときは、関係機関と連携を図るなど、再野宿にならないための措置を講じること。なお、必要に応じて、関係機関への同行、申請手続きの補助等の支援を行う

こと。

(エ) 郵便連絡

暑中見舞い及び年賀状等を送付する。あて先不明で返信があった場合は、緊急に訪問を行い、居所の状況を確認する。

(オ) 電話相談

訪問時に会えなかった者に対する生活状況の聞き取りを行う。緊急時は利用者からの電話相談も受けることとする。

(カ) カンファレンス

必要に応じて、個別カンファレンスを実施し、利用者の状況について、関係機関で情報共有するとともに、支援方針を検討する。

(キ) 区分の変更

訪問の区分を変更する場合は、市と協議し、適切な区分かどうかを合議のもとで判断する。

(ク) 支援の進捗が芳しくない場合の対応

就労や居住の維持・安定の確保が難しい状況となった場合は、福祉事務所を始め、関係機関と速やかに連携し、野宿に陥らないよう対応を図ること。

(ケ) 福祉事務所との連携

受注者は適宜福祉事務所と連絡・調整を行い、効果的な支援を行うこと。

(コ) 再野宿化した者への対応

上記支援によっても再度野宿に陥ってしまった場合は可能な限り速やかに巡回相談によるフォローを行うこと。

イ ファーストハウスに係る業務

アフターケア相談支援員は（５）アの（ウ）から（コ）の支援に加えて次の支援を行うものとする。

(ア) 受注者は生活保護・自立支援室と連携し、市営住宅の使用許可や民間賃貸住宅の契約等を行い、ファーストハウスの実施場所を確保する。

市営住宅：鷲ヶ峰市営住宅 8 室（1 室月額 17,900 円で見込んでください。）

民間賃貸住宅：4 室

(イ) 利用受付

a 受注者は、利用予定者と一緒にファーストハウスの見学を行う。

b 受注者は、利用予定者から、センター施設長を介して、利用申込書及び誓約書の提出を受ける。

c 利用予定者、センター担当職員及びアフターケア相談支援員による 3 者面談を行い、本人の生活状況等に関するチェックリスト、フェースシート、生活歴メモ及びセンターにおける生活記録を参考に、支援方針、支援内容等プランを策定する。併せて、カテゴリー等の詳細な説明を、利用者に対して行う。なお、生活保護を受給している場合は、福祉事務所の地区担当を加えた 4 者面談とする。

d 受注者と利用予定者の間で、契約を締結する。なお、金銭管理支援を受けるものについては、確認書を取り交わすこととする。

(ウ) 入居立会い支援

アフターケア相談支援員は利用者がセンター退所に伴いファーストハウスへ入居する際の立会い支援を行うこと。

(エ) 町内会、自治会（以下「町内会等」という。）との連絡調整業務等

- a 必要に応じ、町内会等が実施する行事への参加
- b 利用者が関係するトラブル等への対応
- c その他事業実施に当たって必要な業務

(オ) 利用者との契約

施設の場所、部屋、利用期間等は、それぞれの利用者の事情を考慮し契約すること。
利用契約の履行について、受注者の責任とし、自己の費用を持って実施すること。

(カ) 賃借料、共益費の徴収、支払い業務

利用者から賃借料、共益費等を徴収し、家主、町内会等へ支払うこと。

(キ) 住居の保全に関する業務

- a 利用者に合鍵を作らないよう指導すること。
- b 利用者が鍵を返却しないまま退去した場合、鍵の交換等を行い、安全性を確保すること。

ウ 実施状況報告

受注者は、毎月の委託事業毎の実施状況を、翌月10日までに川崎市に報告すること。

なお、報告は賃貸住宅等に転居する者への支援、ファーストハウス事業ごとに行うものとし、次の事項は必須とする。また、記載のない事項については、生活保護・自立支援室と協議して定める。

(ア) 支援人数

(イ) 支援活動の状況

(ウ) 生活相談の実施状況

(エ) 住居相談の実施状況

(オ) 食事・健康相談の実施状況

(カ) 就労継続・転職相談の実施状況

(キ) 郵便送付の実施状況

(ク) 電話相談の実施状況

(ケ) 個別カンファレンスの実施状況

(コ) 管理運営に係る事故、トラブル等の発生状況

(サ) 定着の状況

(シ) 利用者個別の支援状況

エ 帳簿、様式類等の管理

受注者は、次に掲げる帳簿、様式類等を整備し、適切に管理すること。

(ア) 帳簿

- a 利用者名簿
- b 定着状況管理簿

(イ) 様式類

- a 利用申込書
- b 利用通知書
- c 利用辞退書
- d 誓約書（個人情報同意を含む）
- e 確認書
- f その他必要な様式

(ウ) その他

a ケース記録

オ 目標

賃貸住宅等へ転居した対象者のうち、定着できた者の割合95%以上の達成を目標に、支援を実施する。

カ その他

(ア) 受注者は本事業について、センターを自立退所する者へ、センターの職員と連携しながら、広報・周知する。

(イ) センター自立退所後の定着に関する調査・分析

センターを自立退所した者について、地域生活での安定定着に関する調査を行う。

調査手法、数値の定義等については、別途、生活保護・自立支援室と協議する。

(6) 実施体制等

ア 実施体制

受注者は、原則として常勤2名以上のアフターケア相談支援員を配置するものとする。

また、本事業の全体調整並びに他の支援員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、経験・知識を有する主任相談支援員を1名選任し、組織的かつ効果的な相談活動に努める。

イ アフターケア相談支援員の資格

社会福祉士又は事業実施に必要な専門知識を有する者とする。

ウ 勤務日及び勤務時間

原則として、週5日、1日8時間勤務とする。

なお、土日祝日、夜間等、利用者のニーズに合わせ、勤務日時を調整すること。

(7) 留意事項

ア 受注者は、訪問相談実施時間外についても、緊急の理由等により相談が必要な場合を想定し、常時連絡が取れるよう努めること。

イ 利用者は、健康不良、借金(多重債務)、依存症、家族不和等、複雑な問題を抱え、家族、親族、友人との交流が途絶え、社会との接点を喪失し、一般社会生活から逃避している者もいることから、関係機関と密接な連携を図りながら、粘り強い助言・指導を通し社会との接点を確保する等、個々の事情に対応したきめ細かな自立支援の実施に努めること。

ウ 利用者が相談しやすく、効果的な自立支援が受けられるよう配慮すること。

エ センター担当職員や関係機関との十分な連携に配慮するとともに、地域住民等の協力が得られるよう努めること。

オ アフターケア相談支援員は、国の実施する研修を受講すること。また、各種研修会や福祉事務所、医療機関、NPO等の関係機関との交流の機会を確保し、相談(処遇)技術の向上・開発等に係る自己研鑽に努める。

カ 新規ファーストハウスの開設に当たって、必要に応じて本市の職員とともに下見を行うこと。

キ ファーストハウスの閉鎖等により、利用者の移動が必要になった場合、移動の補助を行うこと。

(8) その他

- ア 本事業の実施にあたっては、効率的な事業実施及び緊急時の対応のために本来業務の遂行に支障のない範囲で、巡回相談支援事業及び越年対策事業に職員、車両等を融通することを可とする。
- イ 受注者の変更が生じた場合は、事業の継続性を損なうことのないよう、新規の受注者への引継ぎ等を含め、発注者、各福祉事務所等関係機関に協力すること。
- ウ この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度双方で協議するものとする。